

別添

平成 27 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p>平成 27 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活保護適正化等事業</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 地域福祉増進事業</p> <p>(ア)、(イ) (略)</p> <p>(ウ) a <u>「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成 28 年 3 月 2 日厚生労働省発社援 0302 第 10 号厚生労働事務次官通知) による廃止前の「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成 5 年 5 月 31 日厚生省発社援第 164 号厚生事務次官通知) に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付けを行う事業 (介護福祉士等修学資金貸付事業)。</u></p>	<p>別紙</p> <p>平成 27 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活保護適正化等事業</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 地域福祉増進事業</p> <p>(ア)、(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成 5 年 5 月 31 日厚生省発社援第 164 号厚生事務次官通知) に基づき、都道府県が、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的として、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の取得を目指す学生に対し修学資金の貸付けを行う事業。</u></p>

b 「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成 28 年 3 月

2 日厚生労働省発社援 0302 第 10 号厚生労働事務次官通知)に

基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を

目指す学生に対する修学資金等の貸付けを行う事業及び都道府

県が適当と認める団体が実施する介護福祉士又は社会福祉士の

資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付原資等に対

し都道府県が補助する事業(介護福祉士修学資金等貸付事業)。

(エ) (略)

エ、オ (略)

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額

とする。

(略)

(1) (略)

(2) 生活保護適正化等事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が行う事業

(ア) 別表の第 2 欄に定める種目ごとに、第 3 欄に定める基準額と第 4

欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事

業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方

の額を選定する。なお、介護福祉士等修学資金貸付事業及び介護福

祉士修学資金等貸付事業については、第 3 欄に定める基準額と第 4

欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定す

る。

(エ) (略)

エ、オ (略)

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額

とする。

(略)

(1) (略)

(2) 生活保護適正化等事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が行う事業

(ア) 別表の第 2 欄に定める種目ごとに、第 3 欄に定める基準額と第 4

欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事

業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方

の額を選定する。なお、介護福祉士等修学資金貸付事業については、

第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比

較して少ない方の額を選定する。

(イ) (略)

イ 社会福祉協議会等（社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人、厚生労働大臣が適当と認める団体をいう。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、介護福祉士修学資金等貸付事業については、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (略)

ウ、エ (略)

(交付額の下限)

5 (略)

(補助金の概算払)

6 (略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働

(イ) (略)

イ 社会福祉協議会等（社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人、厚生労働大臣が適当と認める団体をいう。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (略)

ウ、エ (略)

(交付額の下限)

5 (略)

(補助金の概算払)

6 (略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働

働大臣の承認を受けなければならない。  
ただし、介護福祉士修学資金等貸付事業については、その他の区分又は種目間で事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。

(2) ~ (19) (略)

(20) 都道府県は、介護福祉士修学資金等貸付事業（都道府県が適当と認める団体が実施する場合に限る。）を廃止する場合には、都道府県が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の貸付計画等を厚生労働大臣に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。

(21) 都道府県は、介護福祉士修学資金等貸付事業について間接補助金を交付する場合には、都道府県が適当と認める団体に対し、(1) から (6) まで、(8) 及び (20) に掲げる条件並びに、「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならぬ。

この場合において、(1) から (3)、(5)、(8) 及び (20) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「50万円」とあるのは「30万円」と、(5) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(20) 中「都道府県」とあるのは「都道府県が適当と認める団体」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

(申請手続)

(申請手続)

働大臣の承認を受けなければならない。

(2) ~ (19) (略)

8 (略)

(変更申請手続)

9 (略)

(交付決定までの標準的期間)

10 (略)

(交付決定の通知)

11 (略)

(実績報告)

12 (略)

(補助金の額の確定の通知)

13 (略)

(補助金の返還)

14 (略)

(その他)

15 (略)

8 (略)

(変更申請手続)

9 (略)

(交付決定までの標準的期間)

10 (略)

(交付決定の通知)

11 (略)

(実績報告)

12 (略)

(補助金の額の確定の通知)

13 (略)

(補助金の返還)

14 (略)

(その他)

15 (略)

別表

1区分	1 生活困窮者 就労準備支援等 事業	2 種目 就労準備支援事業 被保護者就労準備支 援事業	3 基準額 (略)	4 対象経費 (略)	5 補助率 (略)
		生活困窮世帯の子ど もに対する学習支援 事業	(略)	(略)	(略)
		その他生活困窮者の 自立の促進を図るた めに必要な事業	(略)	(略)	(略)
		生活保護適正実施推 進事業	(略)	(略)	(略)
		自立支援プログラム	(略)	(略)	(略)
		策定実施推進事業	(略)	(略)	(略)
		地域福祉増進事業	(略)	(略)	(略)
		厚生労働大臣が 必要と認めた額	(略)	(略)	(略)
		厚生労働大臣が 必要と認めた額	(略)	(略)	(略)
		9 10 定額補助 (間接補助)	○都道府県が行う介護福祉士修学 士修学資金等貸付事業の実 施に必要な次に掲げる経費 貸付金(貸付額から前年 度の当該修学資金の返還金 に相当する額を控除した 額)、委託料(当該事業の 財源として、都道府県が都 道府県社会福祉協議会に対 して委託する額)	○都道府県が適当と認める 団体が行う介護福祉士修学 (間接補助)	

別表

1区分	1 生活困窮者 就労準備支援等 事業	2 種目 就労準備支援事業 被保護者就労準備支 援事業	3 基準額 (略)	4 対象経費 (略)	5 補助率 (略)
		生活困窮世帯の子ど もに対する学習支援 事業	(略)	(略)	(略)
		その他生活困窮者の 自立の促進を図るた めに必要な事業	(略)	(略)	(略)
		生活保護適正実施推 進事業	(略)	(略)	(略)
		自立支援プログラム	(略)	(略)	(略)
		策定実施推進事業	(略)	(略)	(略)
		地域福祉増進事業	(略)	(略)	(略)
		2 生活保護適 正化等事業	(略)	(略)	(略)
		2 種目 就労準備支援事業 被保護者就労準備支 援事業	(略)	(略)	(略)
		3 基準額 (略)	(略)	(略)	(略)
		4 対象経費 (略)	(略)	(略)	(略)
		5 補助率 (略)	(略)	(略)	(略)

			<p>資金等貸付事業の実施に必要な次に掲げる経費（都道府県が適当と認める団体が行う事業に対し、都道府県が総事業費の1/10を別途補助する場合に限る。）</p> <p>(1) 介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資として交付する額</p> <p>(2) 貸付事務費</p> <p>給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、使用料、貸借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費</p>	
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	中国残留邦人等地域生活支援事業	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）	(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	中国残留邦人等地域生活支援事業	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）	(略)	(略)	(略)





(別添1-2)

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書  
介護福祉士修学資金等貸付事業

都道府県名

1 都道府県総表

区分	種目	対象経費の 支出予定額	基準額	予定額	都道府県補助 員本額	都道府県補助員不足 額	国庫補助	
							員本額	員不足額
直接補助	生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業 (1)介護福祉士修学資金等貸付事業						
	生活保護適正化等事業		地域福祉増進事業 (2)介護福祉士修学資金等貸付事業					
間接補助								
合計								

- (注) 1. C欄は、A欄とB欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること  
 2. (2)については、F欄はC欄とB欄を比較して少ない方の額を記載すること  
 3. (1)については、G欄は、F欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。(2)については、G欄はF欄と同額を記入すること。  
 4. G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること

別添1-1～別添1-2 (略)

2 所要額算出内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名： )

区分	種目	対象経費	
		科目	金額
生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	-	別添3のとおり

※地域福祉増進事業費については「介護福祉士修学資金等貸付事業」を除く。

(都道府県名： )

区分	種目	対象経費	
		科目	金額
生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業 介護福祉士修学資金等貸付事業	-	別添4のとおり

別添1-1～別添1-2 (略)

2 所要額算出内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名： )

区分	種目	対象経費	
		科目	金額
生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	-	別添3のとおり

別添3 (略)

別添4

地域福祉増進事業

都道府県名

(単位：円)

事業名(直接補助)	対象経費	科目	金額	介護福祉士修学資金等貸付事業
	対 象 経 費			
事業名(間接補助)	対象経費	科目	金額	介護福祉士修学資金等貸付事業
	対 象 経 費			

実施主体 (間接補助の場合)	
-------------------	--

(別紙2) (略)  
別紙様式4~10 (略)  
別紙様式11 (略)

別添3 (略)

(別紙2) (略)  
別紙様式4~10 (略)  
別紙様式11 (略)

(別紙1-1)

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書

都道府県  
指定都市  
中核市

(単位：円)

Table with 14 columns: 区分種目, 事業費, 受給者の数, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費. Includes sub-sections for 生活困窮者就労準備支援事業, 生活困窮者就業支援事業, and 生活困窮者就業支援事業.

(注) 1 予算額は、(1)項と(2)項とを合算していづれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(12)については、1欄に1項の額を記載すること。また、(1)から(12)については、1欄に1項と(2)項とを合算して少ない額を記載すること。
3 4欄には、(1)から(12)までの合計額を記載すること。
4 (1)及び(16)のA欄からJ欄は、(1)から(12)までの合計額を記載すること。
5 1欄に予算額の記載が生じた場合は切捨てること。
6 4欄に予算額の記載が生じた場合は切捨てること。

(別紙1-2)

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書

介護福祉士修学資金等貸付事業

都道府県名

Table with 11 columns: 区分種目, 貸付額, 貸付額, 貸付額, 貸付額, 貸付額, 貸付額, 貸付額, 貸付額, 貸付額, 貸付額. Includes sub-sections for 生活困窮者就労準備支援事業 and 生活困窮者就業支援事業.

(注) 1 予算額は、A欄とB欄とを比較していづれか少ない方の額を記載すること。
2 (2)については、B欄にA欄とB欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
3 C欄に予算額の記載が生じた場合は切捨てること。

別添1-1~1-2 (略)
2 支出済額内訳書
(1)~(3) (略)

(別紙1)

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書

都道府県  
指定都市  
中核市

(単位：円)

Table with 14 columns: 区分種目, 事業費, 受給者の数, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費, 経費. Includes sub-sections for 生活困窮者就労準備支援事業, 生活困窮者就業支援事業, and 生活困窮者就業支援事業.

(注) 1 予算額は、(1)項と(2)項とを合算していづれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(12)については、1欄に1項の額を記載すること。また、(1)から(12)については、1欄に1項と(2)項とを合算して少ない額を記載すること。
3 4欄には、(1)から(12)までの合計額を記載すること。
4 (1)及び(16)のA欄からJ欄は、(1)から(12)までの合計額を記載すること。
5 1欄に予算額の記載が生じた場合は切捨てること。

別添1-1~1-2 (略)
2 支出済額内訳書
(1)~(3) (略)

(4) 地域福祉増進事業

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳	
	科目	支出済額
( )	計	
( )	計	
( )	計	
( )	計	
合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

- 2 要綱別紙様式6の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。
- 3 直接補助事業及び間接補助事業は、様式を分けて記載すること。
- 4 地域福祉増進事業については「介護福祉士修学資金等貸付事業」を除く。

都道府県  
指定都市名  
中核市  
(単位：円)

(4) 地域福祉増進事業

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳	
	科目	支出済額
( )	計	
( )	計	
( )	計	
( )	計	
合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

- 2 要綱別紙様式6の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。
- 3 直接補助事業及び間接補助事業は、様式を分けて記載すること。

都道府県  
指定都市名  
中核市  
(単位：円)

(5) (略)

(6) 地域福祉増進事業（介護福祉士修学資金等貸付事業）

都道府県名

(単位：円)

事業名	支出済額内訳	
	科目	支出済額
介護福祉士修学資金 等貸付事業		
	計	

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1-2のA(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 直接補助事業及び間接補助事業は、様式を分けて記載すること。

(別紙2)

(1) 地域福祉増進事業実績報告書  
ア～シ (略)

(別紙2)

(1) 地域福祉増進事業実績報告書  
ア～シ (略)

又 介護福祉士修学資金等貸付事業  
 □ 都道府県が実施主体である場合

都道府県名

事業名	委託先	事業実績
介護福祉士修学資金等貸付事業		

□ 都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合

都道府県名

事業名	補助先	受入年月日	受入額
介護福祉士修学資金等貸付事業			

(2) - 1 ~ (2) - 3 (略)  
 (3) (略)  
 (別紙2) (略)  
 別紙様式12~15 (略)

(2) - 1 ~ (2) - 3 (略)  
 (3) (略)  
 (別紙2) (略)  
 別紙様式12~15 (略)